

## 緊急事態措置実施に伴う学校及び社会教育施設等の対応

### 公立学校

#### 〔県立学校〕

#### ① 教育活動【令和3年4月26日（月）～令和3年5月11日（火）】

- 本県が緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行う。
- 県外における活動（修学旅行を含む）は、行わない。
- 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、実施の可否は判断する。

#### ○感染防止対策

##### 〔登校・出勤時〕

- ・児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校しないことを徹底する(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)。なお、出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮する。
- ・教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる（特別休暇）。

#### ② 部活動【令和3年4月25日（日）～令和3年5月11日（火）】

- 本県が緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施する。  
ただし、実施場所は県内に限る。（※を除く）
- 中体連、高体連、高文連及び高野連に対して、公式戦において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、試合は無観客とするなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

### ③ 心のケア

新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート（令和2年度）の結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充等）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域となったことに伴い、児童生徒の心のケアアンケート調査の継続検討
- ・SNS 悩み相談の拡充（17:00～21:00 → 16:00～22:00）
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
- ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

[市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）]

- ・設置者に対して、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習を支援するよう呼びかけを行う。

### 社会教育施設等【令和3年4月25日（日）～令和3年5月11日（火）】

○県立施設については、

①社会教育施設は、臨時休業とする。

図書館については、入場整理のうえ、開館する。開館時間は最長20時までとする。

②体育施設

（屋内施設）

・屋内施設（1000㎡超）については、原則臨時休業とする。

ただし、中体連、高体連等の公式戦（全国大会につながる公式戦）については、教育活動の一環であり、教育活動は制限をしながらでも実施しているため、屋内施設（県立都市公園内の施設を含む）については、感染防止対策を徹底した上で、無観客での利用は可とする。

・屋内施設（1000㎡以下）については、入場整理を行うとともに、営業時間を20時までとする。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。

（屋外施設）

・屋外施設については、感染防止対策を徹底し、無観客での利用とする。

また、入場整理を行うとともに、営業時間を20時までとする。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。